

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

様

郵便番号 100-1498

住 所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03) 3672-1251 (代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246) 36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

依頼社名				東京都八丈町役場				事業種別			
施設名								検体名		給水	
採水場所				No.9 八重根港トイレ(寺山低区系)				水源			
採水日				2025年5月14日		9:30		採水者		武田 卓弥	
								遊離残留塩素		0.1 mg/L	
天候		前日				気温					
		当日				水温					
								採水区分		他社	
								持込区分		他社	
試験項目				試験結果				基準値		試験項目	
										試験結果	
								基準値			
1	一般細菌						100個/mL以下	27	総トリハロメタン		
2	大腸菌						検出されないこと	28	トリクロロ酢酸		
3	ハロゲン及びその化合物						0.003mg/L以下	29	ブロモシクロロメタン		
4	水銀及びその化合物						0.0005mg/L以下	30	ブロモホルム		
5	セレン及びその化合物						0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		
6	鉛及びその化合物						0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		
7	ヒ素及びその化合物						0.01mg/L以下	33	アミン化合物及びその化合物		
8	六価クロム化合物						0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		
9	亜硝酸態窒素						0.04mg/L以下	35	銅及びその化合物		
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン						0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						10mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		
12	フッ素及びその化合物						0.8mg/L以下	38	塩化物イオン		
13	砒素及びその化合物						1mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
14	四塩化炭素						0.002mg/L以下	40	蒸発残留物		
15	1,4-ジオキサン						0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン						0.04mg/L以下	42	ジエオキシシン		
17	ジクロロメタン						0.02mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		
18	テトラクロロエチレン						0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		
19	トリクロロエチレン						0.01mg/L以下	45	フェノール類		
20	ベンゼン						0.01mg/L以下	46	有機物(TOC)		
21	塩素酸						0.6mg/L以下	47	pH値		
22	クロロ酢酸						0.02mg/L以下	48	味		
23	クロロホルム						0.06mg/L以下	49	臭気		
24	ジクロロ酢酸						0.03mg/L以下	50	色度		
25	ジブロモクロロメタン						0.1mg/L以下	51	濁度		
26	臭素酸						0.01mg/L以下	52			
判定				適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。							
備考											
試験期間				2025年5月14日 ～ 2025年5月20日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は			
検査責任者				センター長 岩 澤 潤 一				平成15年厚生労働省告示第261号によります。			